史料 が語る 外交2

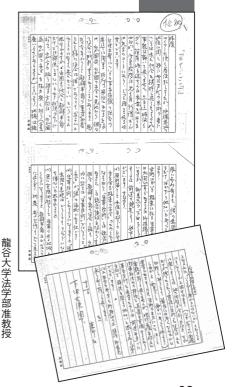
下田大使宛東郷局長書簡

核抜き・本土並み」で返還を勝ち取る 倍

交渉当事者たちの苦悩とは ことは可能か。 一篇の書簡ににじむ、

たっている。 する調査をきっかけとして、外務省は、 および省内での検討用にまとめられた覚書など、多岐にわ 日本大使館による大量の電報、日米の外交当局の会談記録 する文書を次々と公開した。その内容は、外務本省や在米 二〇〇九年から一〇年にかけての日米「密約」 沖縄返還交渉に関 問題に関

との交渉の記録が公開されたことは大きい。二〇一〇年の 文書公開の結果、 米交渉を主導した東郷文彦アメリカ局長らと、 とくに、数々の重要な決定を行った愛知揆一外相や、 かつてヴェールに覆われていた外務省の アメリカ側 対



中島琢磨

た核兵器の撤去を意味する。また「本土並み」とは、 交渉の方針とした。「核抜き」とは、沖縄に配備されてい 交渉過程が、次第に明らかになりつつある。 土並み」に沖縄へ適用することを意味した。 の政府・与党内において、一九六〇年の日米安保条約を「本 時 の佐藤栄作首相は、「核抜き・本土並み」 返還を対米

や考えがわかってきた。本コラムでは、 来明確でなかった。しかし、新史料から、 並み」返還の問題をどう考えていたのかについては、 こうした佐藤の方針に対し、外務省が「核抜き・本土 一九六九年七月 外務省の認識

省外交史料館で閲覧することができる。た書簡を手がかりに、「核抜き・本土並み」返還をめぐる外務省内の認識と状況について取り上げることにしたい。外務省内の認識と状況について取り上げることにしたい。

東郷の書簡と「下田フォーミュラ」

示したうえで、ベトナムへの米軍出撃については「むつか 無郷文彦アメリカ局長は、ワシントンDCの下田武三駐米 大使へ対し、一通の書簡を送っている。約一ヵ月前の六月 大使へ対し、一通の書簡は、ワシントンDCの下田武三駐米 東郷文彦アメリカ局長は、ワシントンDCの下田武三駐米 東郷文彦で、ベトナムへの米軍とのであった。

来示の『下田フォーミュラ』につきましては前述の観点より我方として難点がございます」と書いている。この「下田フォーミュラ」(フォーミュラは、一体どのようなものだったのか。実はこのフォーミュラは、当時下田が沖縄返還合意に向けた試案として考えていたもので、米軍がすでに駐留している地域に対しては、沖縄からの米軍の戦闘作戦行動の便宜を日本側が図ることを骨子としていた。つまり沖縄返還後も、米軍が駐留している韓国やベトナムに対しては、事実上前もって沖縄している韓国やベトナムに対しては、事実上前もって沖縄の米軍の出撃を認めてしまおうというわけである。

立み」の状態で沖縄返還を実現する方針であった。で「下田フォーミュラ」に言及した。当時ニクソン政権は、下田は以上の案ならば交渉を妥結できると考えたのであっ田は以上の案ならば交渉を妥結できると考えたのであっ田は以上の案ならば交渉を妥結できると考えたのであっ田は以上の案ならば交渉を妥結できると考えたのであっ田は、前述した六月の愛知外相の訪米の際、私見とし下田は、前述した六月の愛知外相の訪米の際、私見とし下田は、前述した六月の愛知外相の訪米の際、私見とし下田は、前述した六月の愛知外相の訪米の際、私見とし下田は、前述した六月の愛知外相の訪米の際、私見としている。

沖縄返還をめぐっては、これまで沖縄の核兵器撤去の問省内で主張していたようである。

下田は六月の愛知訪米後も、「下田フォーミュラ」を外務

この点について、東郷の書簡から判断すると、どうやら

しい」と否定的考えを述べている。そのうえで東郷は、「御

でないと主張した外務本省との間の見解の対立である。と、「本土並み」返還の観点から特別取り決めは作るべきと、「本土並み」返還の観点から特別取り決めを主張した下田点の重要性である。とくに、特別取り決めを主張した下田恵にとくに関心が集まっていた。しかし、史料から見えて

して、次の理由をあげている。東郷は書簡のなかで、「下田フォーミュラ」の問題点と

軍出撃の範囲がいくらでも広がってしまう恐れがある。軍出撃の範囲がいくらでも広がってしまう恐れがある。で「米軍防衛」のためとなっており、観念的に別である。したがって「米軍防衛」のためということになると、事前協議での日本軍防衛」のためとなっており、観念的に別である。したがって「米軍防衛」のためということになっているのに対し、手間ないってくる。さらに公海の問題も含んでしまうのに対し、が大事の大事のの表演の、米事の出撃は、「日本を含第一に、日米安保条約下での米軍の出撃は、「日本を含第一に、日米安保条約下での米軍の出撃は、「日本を含

がえる。

なる。第一に、七月に入っても外務省内では、「本土並み」以上の東郷の書簡の内容から、いくつかの点が明らかに基本方針を確認している。枠内で返還を実現するという「核抜き・本土並み」返還のそして最後に東郷は、現行安保条約及び関連取り決めの

て、特別の取り決めがなければ沖縄は戻ってこないと思わる。また、沖縄問題と対米関係の専門家であった下田をしは、「本土並み」を目指して苦悩する東郷の姿が見えてくをめぐって完全には見解が一致していなかった。書簡から

せるほど、国務省の要求は厳しかったのだろう。

第二に、その反面、外務本省は佐藤と同じ「核抜き・本

で首相官邸と外務本省の足並みがそろっていた様子がうか政治家による政治指導の下、「核抜き・本土並み」の方針藤、保利茂官房長官、愛知外相、木村俊夫官房副長官など、土並み」の立場で交渉を進めていたことが指摘できる。佐

対米交渉を進めていくのである。 対務省は、引き続き、「核抜き・本土並み」返還の方針でし、外務本省は下田の提案を受け入れなかった。こうしてし、外務本省は下田の提案を受け入れなかった。こうしている。しか

なぜ秘密の外交ルートが開かれたのか?

返還で一致していたにもかかわらず、なぜ佐藤は、わざわんでくる。佐藤と外務本省の立場が「核抜き・本土並み」東郷の書簡を読んでいると、一方で、新たな疑問が浮か

ざ外務省に内緒で密使を派遣したのであろうか。

佐藤に対して秘密了解を進言し続けることになる。 佐藤に対して秘密了解を進言し続けることになる。 大澤に対してアメリカ側は、若泉に緊急時を重ねている。これに対してアメリカ側は、若泉に緊急は、裏に関与し、「二元外交」が展開することになった。若泉は、裏に関与し、「三元外交」が展開することになった。若泉は、東郷が書簡を認めた七月一日から約半月後の七月一七日から、「核抜き」を求めて秘密了解を求め、そのあと若泉は、東郷が書簡を認めた七月一日から約半月後の七月一七日かまで、「密約」調査でも取り上げられたように、一九六九年の「密約」調査でも取り上げられたように、一九六九年の

があったという見方も示されている。ていた。また、若泉派遣の背景に、佐藤の外務省への不信抜き」をめぐる交渉が難しくなったからであると指摘され抜き、佐藤が若泉を派遣したのは、外務省ルートでの「核

らに東郷の書簡によれば、七月の日米交渉の実質的争点は、なれて、本コラムで取り上げた「下田フォーミュラ」は、あ郷は、とくに佐藤と異なる方針を持っていたわけではない。抜き・本土並み」返還の立場を示している。したがって東抜き・本土並み」返還の立場を示している。したがって東抜き・本土並み」返還の立場を示している。したがって東しかし、東郷の書簡は、以上の見方が当てはまらないこしかし、東郷の書簡は、以上の見方が当てはまらないこ

題であり、まだ「核抜き」をめぐる最終交渉には入ってい基地の自由使用つまり沖縄からの米軍の他国への出撃の問

なかったのである

藤へ求め続けるという、ねじれの状態が見えてくる。 といたのに対し、若泉は特別取り決めによる解決案を佐 ラ」など特別取り決め案を退けて、「本土並み」を方針と ラ」など特別取り決め案を退けて、「本土並み」を方針と ラ」など特別取り決め案を退けて、「本土並み」を方針と がいたのに対し、若泉は特別取り決めによる解決案を佐 というより、むしろ若泉の主導によっ を方針というなど特別取り決めによる解決案を佐 が「下田フォーミュ を方針としていたのに対し、若泉は特別取り決めによる解決案を佐 を方針としていたのに対し、若泉は特別取り決めによる解決案を佐 を方針としていたのに対し、若泉は特別取り決めによる解決案を佐 を方針としていたのに対し、若泉は特別取り決めによる解決案を佐 を方針としていたのに対し、若泉は特別取り決めによる解決案を佐

示してくれているように思われるのである。■

「京郎と外務省の間では認識や方針が一致し、むしろ首相と宮邸と外務省の間では認識や方針が一致していなかったことにな密使との間で認識と方針が一致していなかったことになっているの間で認識と方針が一致していなかったことになっているように思われるのである。■

なかしま たくま

現職。主要論文に、「沖縄の施政権返還交渉の開始」などがある。博士(法学)。日本学術振興会特別研究員などを経て、二〇二年より一九七六年生まれ。九州大学大学院法学府博士後期課程単位取得退学。